改正後	改正前
九　競争入札その他契約に関する基本的事項 十　その他助成業務の執行に関して必要な事項	八　競争入札その他契約に関する基本的事項 九　その他助成業務の執行に関して必要な事項

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（区分経理） **第二条**　［略］ 2　助成勘定は、その内訳として、一般経理、補助金経理、寄付金経理、学術研究振興基金経理及び減免資金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。 3　前項の各経理における事業団の運営に必要な経費は、一般経理において一括して経理するものとする。ただし、学術研究振興基金経理における事業団の運営に必要な経費（人件費を除く。）及び減免資金経理における事業団の運営に必要な経費（当該経費に充てるために国から交付された資金によるものに限る。）については、この限りでない。 4・5　［略］	（区分経理） **第二条**　［同上］ 2　助成勘定は、その内訳として一般経理、補助金経理、寄付金経理及び学術研究振興基金経理の各経理単位を設け、当該勘定に係る貸借対照表及び損益計算書に各経理単位の内訳を記載した書類を添付するものとする。 3　前項の各経理における事業団の運営に必要な経費は、一般経理において一括して経理するものとする。ただし、学術研究振興基金経理における事業団の運営に必要な経費（人件費を除く。）については、この限りでない。 4・5　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第四項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

農林水産大臣　江藤　拓

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調整額の算定） **第一条**　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。 一　当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合　対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（麦にあっては春期には種する小麦、秋期には種する小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあっては、当該合算した金額）を合算した額 二　（略）	（調整額の算定） **第一条**　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める金額とする。 一　当該年度において法第三条第一項第一号の交付金の交付を受けている場合　対象農業者（法第二条第四項に規定する対象農業者をいう。以下同じ。）ごとに、法第二条第二項に規定する生産条件不利補正対象農産物の種類（麦にあっては小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）別の同号の交付金の金額（当該金額が、当該生産条件不利補正対象農産物に係る法第三条第四項に規定する数量単価にその者の当該年度における当該生産条件不利補正対象農産物に係る同項に規定する品質区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額を超える場合にあっては、当該合算した金額）を合算した額 二　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令の規定は、令和二年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。